

岩手県南広域 競争入札参加資格審査追加申請の手引き

令和5年1月

岩手県南広域14団体
北上市
奥州市
花巻市
遠野市
一関市
金ヶ崎町
西和賀町
平泉町
北上地区広域行政組合
岩手中部広域行政組合
北上地区消防組合
岩手中部水道企業団
奥州金ヶ崎行政事務組合
一関地区広域行政組合

はじめに

岩手県南広域14団体（北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ケ崎町、西和賀町、平泉町、北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合、以下「広域団体」といいます。）では、競争入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化しつつ、申請を受け付けるシステム（以下「受付システム」といいます。）を導入し、電子申請による受付（以下「共同受付」といいます。）を令和4年11月に実施したところですが、従来2月に申請期間を設定していたことを鑑み、令和5年2月に追加の申請期間を設けることといたします。

共同受付を実施するにあたっては、申請の際に必要な書類を見直すこととし、令和3年10月に総務省が策定した『地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目』を活用のうえ、提出書類を大幅に削減いたしました。

申請にあたっては、本手引きをご確認いただき、遺漏のないよう手続きをお願いします。

1 申請を受付する団体

北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ヶ崎町、西和賀町、平泉町、北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ヶ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合の14団体です。

2 対象者

令和5・6年度において、岩手県南広域14団体が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設コンサル」といいます）、物品・役務の競争入札等へ参加を希望する全ての方が対象です。

※建設工事/建設コンサル/物品・役務の各区分による申請が必要です。

3 追加申請受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで（土、日、祝日を除く。）

受付システム稼働時間：8時30分～21時00分

※申請期限を過ぎた申請は一切受け付けませんのでご注意ください。

※受付期間内に資格審査申請の手続きをしない場合や、内容の不備等により資格審査申請が受理できない場合は、次回の受付まで申請できません。

※内容の不備等により申請内容を修正することは、指定された補正期限内であれば3月1日以降であっても可能です。

注意：令和4年11月に参加資格審査申請を行った方は、今回の追加申請の対象外です。

4 申請内容審査期間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月17日（金）まで

5 資格の有効期間及び格付

【物品・役務】

令和5年4月1日から令和7年3月31日

【建設工事及び建設コンサル】

有効期間及び格付は、各団体で別途定めます。詳細は各団体のHPを確認ください。

6 申請方法（通常申請）

今回の申請にあたっては、基本は受付システムからの申請となります。

①いずれかの広域団体ホームページから、申請書様式第1号（使用印鑑届兼委任状）及び様式第2号（未納なし証明様式）をダウンロードする。

②本手引き9提出書類を参照のうえ、必要書類を取得する。

- ③インターネットから受付システムにログインする。
- ④受付システムに申請に係る情報を入力する。
- ⑤添付書類をスキャナ等でPDFに変換し、受付システムにアップロードする。
- ⑥入力及びアップロードが終わったら内容を確認のうえ申請情報を提出する。

※③～⑥の詳細な手順は、別紙システム操作マニュアルに掲載

※通常申請の場合、別途添付書類を郵送する必要はありません。

7 申請方法（特例申請）

(1) 特例の対象

岩手県南広域団体の自治体（北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ケ崎町、西和賀町、平泉町）及び紫波町に本社を有する事業者のうち、インターネットに接続できるコンピュータを保有していないなどの理由により受付システムを利用できない者

※注意 行政書士等が委任により申請手続きを代理で行う場合、特例の対象とはなりません。

(2) 申請方法

- ①いずれかの広域団体から、特例申請様式を受領する。
- ②本手引き9提出書類を参照のうえ、必要書類を取得する。
- ③申請書様式に必要な事項を記載する。
- ④申請書類を受付センターに郵送する。

受付センター：(郵送先) 〒024-8501
北上市芳町1番1号
北上市財務部財政課契約検査係

※各団体窓口では、申請書類の受付をしませんので御注意ください。

(3) 注意事項

- ・特例により申請する場合、遅くとも令和5年2月22日（水）までに受付センターに到着するよう申請書類を郵送してください。（郵送のみ・持参不可）
- ・受付センターでの確認において申請内容に不備があると、申請書の再作成が必要となることがあります。
- ・郵送にあたっては、未達等のトラブルを防止するため、必ずレターパックプラス（レターパックライトは使用不可）又は簡易書留をお願いします。レターパックプラス・簡易書留については、日本郵便株式会社のホームページ又はお近くの郵便局に確認をお願いします。
- ・申請期限（再提出の場合は指定した期限）までに申請書類が到着しない場合は、受付しません。郵送途中の事故など申請者の責によらない理由による場合も同様とします。

8 参加資格要件

【共通】

- (1) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (2) 国税及び市町税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

【建設工事】

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく同法第27条の29第1項の規定による通知の書面（以下「総合評定値通知書」という。）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値を有する者であること。
- (3) 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定に違反している者でないこと。

【建設コンサル】

- (1) 営業に関し法律上資格が必要である場合、その資格を有すること。
- (2) 申請日現在において、営業年数が1年以上であること。
- (3) 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する測量・建設コンサルタント等業務についての業務履行を有すること。
- (4) 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定に違反している者でないこと。

【物品・役務】

営業に関し法令上許可・登録等を必要とする業種にあつては、その資格を有すること。

9 物品・役務の業種選択

物品・役務の業種については、総務省が策定した標準項目をもとに分類しています。今までの分類とは差異がありますので、別紙「営業品目の詳細」を参照の上、業種選択をしてください。

10 提出書類

No	名称	建設工事	建設コンサル	物品・役務
1	使用印鑑届兼委任状(様式第1号)	○	○	○
2	納税証明書の写し ①国税 「その3の2」または「その3の3」 ②各市町税	○	○	○

	納税証明書(前年度)又は未納無し証明書(様式第2号(参考))の写し			
3	登記事項証明書の写し(法人) 又は市区町村長の発行する身分証明書の写し(個人)		○	○
4	財務諸表類の写し(直近1年分) 個人事業主は確定申告書の写しでも可		○	○
5	総合評定値通知書の写し	○		
6	登録証明書等の写し		○	

No.1については、押印済のものを添付してください。

No.2,3については、申請日の直前3か月以内に発行されたものに限りま。

No.2各市町税納税証明書については、本社及び委任先として設定する営業所の所在地が北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、平泉町、金ヶ崎町、西和賀町、紫波町のいずれかにある場合のみ該当する市町の納税証明書を添付してください。

No.3登記事項証明書については、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書いずれでも可とします。

No.5については、申請日時点で最新のものに限りま。

以下特例申請者のみ提出

7	特例申請様式	○	○	○
8	オンライン申請できない理由書(様式第3号)	○	○	○
9	返信用封筒(切手を貼付のこと)	○	○	○

11 受理通知の送付

(1) 通常申請

受付の状況については、次のメールが申請時に登録いただいた申請担当者メールアドレスに送信されます。

ア 申請登録完了通知メール: システムの登録が完了した際に送信されます。

イ 申請受理通知メール: 受付センターにおける審査終了後に送信されます。

(2) 特例申請

受付センターにおいて確認作業を行い、申請内容に不備がないと認められたときは、受理通知を郵送します。

12 不備があった場合の対応

(1) 通常申請

受付センターからシステムに登録した申請担当者メールアドレスに連絡しますので、補正の上、指定された期限までに速やかに対応をお願いします。※指定された補正期限内に補正が行われないときは、「申請不受理」扱いとなります。

(2) 特例申請

受付センターから申請担当者宛に連絡しますので、補正の上、指定された期限までに速やかに対応をお願いします。※到達期限内に補正が行われないときは、「申請不受理」扱いとなります。

13 受付システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

パソコン【推奨仕様】	Windows8. 1、10、11 CPU : Core Duo 1. 6GHz同等以上 メモリ : 1GB以上
ブラウザ【推奨仕様】	Microsoft edge Google Chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 : 128kbps～ 光ファイバ回線 : 10Mbps～
スキャナ	A4サイズ of 用紙の読み取りができること。

14 申請の注意事項

(1) 申請について

ア 申請及び申請書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。

イ 申請は、法人(個人)単位です。受任者(営業所・支店等)単位での申請は受け付けません。受任者と事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

ウ 入札、契約等の権限を営業所、支店等に委任する場合は、「営業所情報」で受任者となる営業所、支店等を登録した上で、「個別情報登録」において、委任する営業所、支店等の状況を登録してください。併せて、委任状の作成をお願いします。

(2) システム登録、書類送付後の修正について

受付システムの登録後は、審査における明らかな不備を除き、修正できませんので、入力内容を十分に確認の上、提出してください。

(3) 外字等について

システムで使用できる漢字は、JIS 第1水準、第2水準文字です。使用できない漢字が

入力された場合、エラーメッセージが表示されます。外字、機種依存文字等は、正字に置き換えて入力してください。

【記載例】高橋 → 高橋

(4) 必須の入力項目について

項目に「レ」がついている項目は必須の入力項目です。

(5) 金額の入力について

金額の入力は千円単位となっていますので、千円未満「切り捨て」で入力してください。

(6) 添付ファイルについて

添付可能なファイルは、PDF形式となります。その他の形式はシステムにアップロードできませんので、ご注意ください。

1ファイルのサイズは、5MBまでです。5MBを超える場合には、画質を低解像度にするなどファイルサイズを小さくし、再度添付してください。

また、工事、建設コンサル、物品・役務各登録業種それぞれの1申請あたり添付ファイル全体の上限は15MBまでです。

(7) 一時保存について

申請の途中で中断する場合は、「申請登録画面」の「登録」ボタンをクリックしてからシステムを終了してください。必須項目が入力出来ていない等の理由により、「申請登録画面」の「登録」ボタンをクリックした際にエラーメッセージが表示される場合は、「申請登録画面」の「一時保存」ボタンをクリックしてください。一時保存した申請を再開するには、「メインページ画面」の「新規申請」リンクから「申請登録画面」を開き、「一時ファイル読込」ボタンをクリックして一時保存ファイルを読み込んでください。

(8) ログアウトについて

システム終了の際、画面を閉じる「×」ボタンではなく、忘れずに「ログアウト」ボタンをクリックして終了してください。※正常にログアウトされていない場合、ログイン状態が継続するため、次のログインができない場合があります。

15 問い合わせ先

(1) 申請手続き全般に関すること

北上市財務部財政課契約検査係

電話：0197-72-8262

電子メール：zaisei@city.kitakami.iwate.jp

(2) 格付、添付書類などの申請団体による特記事項に関すること

団体名	担当課	連絡先
北上市	財政課	0197-72-8262(課直通)
奥州市	財政課	0197-34-1767(課直通)

花巻市	契約管財課	0198-41-3519(課直通)
遠野市	管財課	0198-62-2111(代表)
一関市	総務課	0191-21-8223(課直通)
金ヶ崎町	企画財政課	0197-42-2111(代表)
西和賀町	総務課	0197-82-2111(代表)
平泉町	総務課	0191-46-5540(課直通)
北上地区広域行政組合	総務係	0197-68-2203(代表)
岩手中部広域行政組合	総務係	0197-72-8286(代表)
北上地区消防組合	総務課	0197-64-1122(代表)
岩手中部水道企業団	総務課	0198-41-5315(課直通)
奥州金ヶ崎行政事務組合	企画総務課	0197-24-5821(代表)
一関地区広域行政組合	総務管理課	0191-21-2111(代表)

※各団体の担当課では、システム操作に関する問い合わせには対応しておりません。